

南国市市民課窓口等業務委託に係るプロポーザル実施要項

1. 目的

本業務は南国市市民課の窓口等業務を民間に委託することにより、民間のノウハウを活用し、業務の標準化、サービス品質の維持を図るとともに、専門的な対応を必要とする業務に市職員があたることで、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、本市の窓口等業務委託が8年目を迎えるにあたり、より一層の業務の正確性の確保及び来庁者の手続き時間短縮などの更なる住民満足度を高めることを狙いとする。

2. 概要

- (1) 業務内容：別紙1「南国市市民課窓口等業務委託仕様書」による
- (2) 業務期間：令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
- (3) 見積限度額：193,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 提出書類：企画提案書の書式及び構成は、別紙2「南国市市民課窓口等業務委託提出書類作成要領」による

※個人番号カード業務については、本市の窓口等業務委託受託事業者との合意に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの契約を締結する。

3. 募集方法

公募型プロポーザル

4. プロポーザル審査に係るスケジュール

- (1) 公募開始 令和7年11月21日（金）
- (2) 質疑書の受付期限 令和7年11月28日（金）17時
- (3) 質疑書への回答 令和7年12月4日（木）
- (4) 参加表明書提出期限 令和7年12月10日（水）17時
- (5) 参加資格結果通知 令和7年12月11日（木）
- (6) 企画提案書提出期限 令和7年12月19日（金）17時
- (7) プレゼンテーション 令和7年12月23日（火）
- (8) 選考結果通知 令和7年12月25日（木）

5. 参加者の資格要件

(1) 参加資格

次の各号をすべて満たすことを参加資格とする。

- ① 法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 参加表明書提出日からプレゼンテーションまでの間において、本市から指名停止または指名回避の措置を受けていない者。

- ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 国税及び都道府県税、市税において滞納がないこと。
- ⑥ 他自治体等での同種業務、または類似業務の実績及び本業務を遂行するに十分な能力を有していること。
- ⑦ ISMS 認証またはプライバシーマークを取得していること。

（２） 失格基準

次の各号のいずれかに該当した場合は失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- ③ 別紙２「南国市市民課窓口等業務委託提出書類作成要領」に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- ④ 本審査（プロポーザルが終了するまでの間）において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合。
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

6. 参加申込

（１） 提出書類

様式１「参加表明書」及び ISMS 認証またはプライバシーマークを取得していることを証明する書類

（２） 提出期限

令和７年１２月１０日（水）午後５時

（３） 提出方法

下記の場所まで持参、または郵送により提出

（４） 提出場所

〒７８３－８５０１

南国市大塚甲２３０１番地

南国市市民課（南国市役所庁舎１階）

7. 企画提案書及び見積書提出方法等

（１） 提出期限

令和７年１２月１９日（金）午後５時

（２） 提出方法

下記の場所まで持参、または郵送により提出

（３） 提出場所

〒７８３－８５０１

南国市大塚甲２３０１番地

南国市市民課（南国市役所庁舎１階）

8. 委託事業者の選定方法

（１） 受託候補者の特定

- ① 審査は６名の委員により組織された南国市市民課窓口等業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションにより、審査基準をもとに審査、採点し、総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とする。
- ② 最高得点が同点となった場合は委員会委員による協議により、受託候補者を決定するも

のとする。

- ③ 合計点数が評価全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
 - ④ 参加者が1者の場合であっても審査委員会による審査を行い、審査の合計点数が評価点全体の60%以上を満たしていると認められた場合に、その参加者を受託候補者として選定する。
 - ⑤ 審査の結果、受託候補者としてふさわしい事業者がいないと判断した場合は、受託事業者なしとなる場合もある。
- (2) 審査基準は別紙3「南国市市民課窓口等業務委託事業者選定審査基準」のとおりとする
- (3) プレゼンテーションの実施
令和7年12月23日（火）午前9時30分から南国市役所庁舎内にて行う。
1者あたり説明時間は20分、質疑応答10分とし、場所、時間割は追って連絡する。
出席は3名までとし、管理責任者または提案書作成者が必ず出席すること。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、審査終了後、提案者全員に対し、最高得点者の事業者名と総合評価点数を示して郵送にて通知する。
- (5) 契約の締結
最高得点者に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を開始する。南国市が定めた期日までに交渉が整わない場合、または本市から指名停止、指名回避の措置を受けている場合には、次点者と交渉を行うものとする。

9. 留意事項

- (1) 本件に関する質疑は、令和7年11月28日（金）午後5時までに、様式2「質疑書」を電子メールにて担当者宛てに提出のこと。
回答は令和7年12月4日（木）午後5時までに市ホームページで公開する。
- (2) 企画提案書の提出は1案のみとする。
- (3) 企画提案書等、書類提出後の修正、変更は一切認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等、本件プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (6) 審査後に本実施要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 企画提案に係る書類の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記まで連絡するとともに、文書で南国市長に通知すること。
- (8) 選考の結果についての異議申し立ては認めないこととする。
- (9) 提出書類及び選考の経過については非公開とする。

10. 問い合わせ先

〒783-8501 南国市大塚甲2301番地
南国市市民課（南国市役所本庁舎1階）
担当：山田、池澤
電話：088-880-6574
メールアドレス：n-shimin@city.nankoku.lg.jp